

## 深谷市地域福祉計画評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定した地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進に資するため、深谷市地域福祉計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の進捗状況及び成果の評価に関すること。
- (2) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、概ね10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 市民活動関係団体の代表者
- (4) 市職員

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉健康部福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月3日から施行する。